

日社学連発第2008-28号
2008(平成20)年9月17日

厚生労働省社会・援護局
局長 阿曾沼 慎司 殿

社団法人日本社会福祉教育学校連盟
会長 大橋 謙策

2012(平成24)年度以降の介護福祉士試験実施に係るお願い

初秋の候、貴所にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本法人の諸事業推進にあたり、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第125号)により、社会福祉士及び介護福祉士に関連して、それぞれの資格の定義と義務の見直し、任用・活用の見直し等と共に、「資格取得方法の見直し」が実施され、特に介護福祉士については、介護福祉士養成施設等修了者についても介護福祉士国家試験の受験、合格が資格要件となることとなりました。

本連盟会員校を中心に、大学等4年課程の介護福祉士養成施設は、今年度の社団法人日本介護福祉士養成施設協会名簿によれば、66課程存在しております。これらの課程の多くは、今後、介護福祉士国家試験受験資格に係る養成教育を行うと共に、引き続き、社会福祉士国家試験受験資格もしくは精神保健福祉士国家試験受験資格に係る養成教育も実施していくことと予想されます。

つきましては、現在、同一時期に実施している社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験を、大学等4年課程の介護福祉士養成施設の複数の受験資格を取得した者(取得見込みの者)が、2012(平成24)年度以降においても、この3つの国家試験を同一年度に受験できるようお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上